

1 一時預かり事業(一般型)の拡充について

現在、市内で実施している一時預かり事業(一般型)について、各地区における市民ニーズの向上に伴い、中学校区に1施設以上設置することを目的に令和4年度より事業拡充します。

※一時預かり事業(一般型): 保育の実施の対象とならない就学前児童を、保護者の傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消などの理由で、緊急・一時的に保育する事業

《令和3年度》 実施施設:5施設

私立保育所	たんぽぽ保育園
	東栗栖保育園
私立認定こども園	まことこども園
	旭こども園
	第一仏光こども園

《令和4年度》 実施施設:9施設(4施設を新設)

私立保育所	たんぽぽ保育園
	東栗栖保育園
	揖保みどり保育園【新規】
私立認定こども園	岩見保育所【新規】
	まことこども園
	旭こども園
	第一仏光こども園
	あそびの丘【新規】
	心光こども園【新規】